

答申にあたって

1 質問について

本市の温泉供給料金は、平成 25 年の改定から 10 年が経過する中、社会情勢を踏まえ、検証する時期を迎えている。

このような状況の中、株式会社ケイ・エフ・ジーから提出された湯屋温泉供給料金の引下げの陳情が令和 5 年 9 月浜田市議会定例会議の産業建設委員会において全会一致で採択されたことを受け、令和 6 年 7 月 3 日、市長から本審議会に対し、「温泉供給料金の見直し」について質問を受けた。

本審議会では、7 名の委員によって、5 回の審議会と現地視察を通じて、市の観光施策の柱の一つである温泉事業の重要なインフラである温泉供給施設の適切な改修更新、事業運営の安定化を見据えた慎重な審議を行った。

2 浜田市の温泉事業の状況

(1) 収支状況について

温泉供給料金、メーター使用料等の収入により供給施設の維持管理費や修繕料等の支出を賄えている。また、大規模な改修や再開発事業実施の際は、他財源を利用することで温泉事業の運営に支障が生じないようになされている。一方、温泉の利用施設が過減しているため長期的には収入が減少傾向である。

(2) 施設状況について

現在、3 つの温泉（美又温泉・湯屋温泉・旭温泉）の供給安定化のため、計画的に供給施設であるタンクやポンプ等の工事や交換等を実施し供給に支障を来さないように運営している。

しかし、機器の老朽化や自然災害への対応のため、単年度で想定外の支出を伴う修繕が発生することがある。

美又・湯屋温泉については、掘削・供給から 30～50 年経過している。現在、枯渇の兆候はないが、新たな泉源の掘削を検討する必要がある。

令和 8 年 12 月に日帰り入浴施設（外湯）が整備予定となっており、それも踏まえて美又温泉の泉源状況（湧出量等）について調査する必要がある。

3 湯泉供給料金改定の基本的な考え方

温泉事業は、浜田市の観光施策の柱の一つである重要な観光資源であり、安定的に供給ができるように維持管理していかなければならない。

そのため、温泉供給料金は市全体の温泉供給施設の維持管理に活用するものである。

また、温泉の安定的な供給及び安定した運営並びに受益者負担が適正となるように検討してきた。

このような観点から、温泉供給料金の基本的な考え方を次のとおりとした。

(1) 温泉供給料金の算定期間について

直近で改定した平成 25 年度から令和 5 年度までの収支状況と今後の収支見込を踏まえ、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間とした。

(2) 湯屋温泉の飲料営業供給料金について

利用事業者から適正価格への値下げの要望の背景である事業環境の変化について理解できることや長年の料金納付に伴う貢献度も考慮し、さらに料金の引下げの陳情が議会で採択されたことを踏まえ、また、今後の温泉維持管理・改修費の見込みを勘案し、料金改定の検討を行った。

(3) その他の温泉供給料金について

昨今の厳しい社会情勢（物価高騰等）の中で運営されていることから上記飲料営業供給料金の引き下げに伴った引き上げは行わないこととする。

4 今後の温泉供給料金の検討について

温泉事業を将来にわたって安定的に運営するためには、収支状況の分析や、長期的な推計等も行いながら計画的に行なうことが求められている。また、将来的に行われる美又地域再開発事業の効果や、従来の運営方法の見直しも含めて取り組む必要がある。

今後の温泉供給料金の検討については、上記を踏まえつつ、時勢を踏えた検証、見直しを行う必要がある。

特に次の 2 点については、速やかな検討を要すると考える。

(1) 美又温泉の基本料金の使用量（300 m³）の拡大の検討について

現時点で令和 8 年 12 月から稼働予定の日帰り入浴施設（外湯）で使用

する使用量の推定が困難であること及び湧出量が不明である。したがって、外湯の稼働や湧出量の調査後の検討とさせていただきたい。

(2) 公益供給・浴場供給・営業供給料金について

供給目的や県内他市町の温泉供給体系等を踏まえた設定が必要であるため、今後の検討を要する。

また、旭温泉については、温泉として供給する際、加温を行っている。加温という点では同じく加温する湯屋温泉との料金差があると捉えられるが、旭泉源については、2号井だけ平成24年と他の温泉と比較して新しく掘削費用がかっていること、泉源の種類も異なっていること、以前の温泉審議会において温泉の種類が美又温泉との料金バランスを見て値下げされたことを踏まえて改定されたものである。

今後の検討に際しては、このことを踏まえて考えていく必要がある。